

中南米出身労働者とその家族のための日本語支援 ～予備的考察～

青砥 清一*

Japanese Language Support for Latin American
Workers and Their Families: A Preliminary Analysis

AOTO Seiichi*

1. はじめに

日本の 2008 年外国人登録者数は、222 万人、総人口の 1.7% に達した（いずれも過去最高である）。出身国別では、中国と韓国・朝鮮が最も多く、双方を併せると全体の半数を超える。次に多いのが 3 位のブラジル（14.1%）

表 1 2008 年全国外国人登録者数 上位 6 カ国

1 位	中国	655,377 人	(29.6%)
2 位	韓国・朝鮮	589,239 人	(26.6%)
3 位	ブラジル	312,582 人	(14.1%)
4 位	フィリピン	210,617 人	(9.5%)
5 位	ペルー	59,723 人	(2.7%)
6 位	アメリカ	52,683 人	(2.4%)

（出典：法務省入国管理局ウェブページ 2010）

* 神田外語大学スペイン語学科専任講師。Assistant Professor, Department of Spanish Language, Kanda University of International Studies.

である。5位のペルーと合算すると、およそ17%に達する。つまり、中南米出身者はアジア以外の地域としては最大の外国人勢力を形成している。

一方、千葉県みどり市では、ブラジル人が最も多く、外国人全体の3割を占めている。ペルーや人の占める割合(12.0%)も全国のそれ(2.7%)を大きく上回る。

表2 2008年みどり市外国人登録者数 上位6カ国¹⁾

1位	ブラジル	1,236人	(30.0%)
2位	中国	663人	(16.1%)
3位	フィリピン	554人	(13.4%)
4位	ペルー	494人	(12.0%)
5位	韓国・朝鮮	413人	(10.0%)
6位	ベトナム	209人	(5.1%)

このような中南米出身外国人の増加の背景には、1990年に実施された「出入国管理及び難民認定法」の改定がある。これにより、日系二世・三世及びその家族の就労が合法化された。所謂「改定入管法」では、中南米等に移民した日本人の子として移民先において出生し、日本国籍を有さない日系二世に、「日本人の配偶者等」という在留資格が与えられた。加えて、その家族、つまりその配偶者や三世には「定住者」という資格が与えられた。これららの在留資格を有する人々は、職種を問わず、合法的に就労することが可能となった。さらに、1980年代に中南米諸国を襲った「失われた10年」と呼ばれる経済危機と大量失業も重なり、入管法が改正した1990年以降、ブラジル、ペルー、ボリビア、パラグアイなどからの「デカセギ」労働者が急増した。それから20年が経過した現在、当時日本で誕生した子供達が国内

1) 同表はみどり市役所の提供する資料に基づき作成した。

において大学に進学したり就職したりしているように、中南米出身労働者は日本社会にかなり定着していると言える。

日本に住む外国人は、サービス、製造、教育など、様々な分野において日本経済を支えている。人口減少、高齢化の進む我が国において欠かすことのできない貴重な労働力であり、今後もその依存度が高まるのは必至である。しかしながら、近隣の日本人住民との接触が少ないことや、外国人による犯罪が増加していることを背景に、彼らを取り巻く地域住民の視線が厳しくなっているのは確かである。

相互の交流を阻む壁の一つが「言語」である。彼らが日本で安心して暮らし、地域住民と積極的に関わり共存していくには、日本語の習得が何よりも重要である。しかしながら、日本語支援活動に係る官民の対応には地域によってばらつきがある。例えば、前掲のように中南米系住民の多いみどり市ではNPOを中心となって献身的な支援活動が行われているものの、行政側の支援の動きは比較的立ち遅れているようである。本研究ノートでは、このような後発地域において活動を発展させていくための下地として、中南米出身の労働者とその家族のための同活動の意義、および日本各地の先進事例をまとめ、現在の問題点を指摘したい。

2. 日本語支援活動の意義と事例

外国人のための日本語教育には、大学や語学学校などが開講する日本語クラス、政府系公共機関が中国残留孤児帰国者やインドシナ難民、各種外国人研修生等に提供する日本語研修、地方自治体もしくはNPO等のボランティア団体が催す日本語支援活動などがある。本章では、三つ目の活動に関して、中南米出身者に対する事例をいくつか取り上げる。

はじめに、日本語支援活動の意義について考えたい。山崎・内田（2007：

22-25) のアンケート調査によると、中南米出身労働者の日本語習得状況は、「日本語が仕事や生活に役立つレベルかどうか」という質問に対し、「十分あるいは大体十分」と回答したブラジル人は 59%、ペルー人は 22% である（後者のほうが日本語に難があることが分かる）。そして、日本語学習状況に関するところは、「（学校、個人指導、独学、日系企業などにおいて）来日前に日本語を勉強した」と回答した割合は 41% に止まっている。つまり 6 割程度の人々が日本語を学習せずに来日しているのであるが、仕事上の課題として「言葉」を挙げた回答者の割合はわずか 2.7% に収まっている。日本で働く中南米出身労働者が日本語を話せないからといって、誰もが困難な状況に置かれているかというとそういうわけではなく、むしろ仕事ではそれほど困っていない人が大半である。野山（2009：63-65）において報告された群馬県在住ブラジル人女性のケースを見ると、居住地域（太田市・大泉町周辺）にはブラジル人コミュニティーが多くあり、ポルトガル語で書かれた役所の広報誌を通じてゴミ収集や医療サービスなどの生活関連情報を得ることができ、役所内にはポルトガル語通訳を配置する相談窓口の曜日がある。さらに職場では、本人以外ほとんどの従業員が日本人であるものの、通勤には派遣会社から支給される車を用い、職務内容はジェスチャーや図示などによる説明で十分理解できるため、日本語を使わざるを得ない場面はかなり少ない²⁾。このように、日本語力が不足していても、地域内において生活と仕事を営むことが可能なのである。しかしながら、このブラジル人女性は、すでに 10 年以上同じ地域で生活しているものの、まだ日本語でのコミュニケーションが

2) 筆者の聴き取り調査（2009 年 12 月）によると、千葉県みどり市の食品加工会社では、日本語の出来る外国人を班長に配置し、日本人上司の通訳となって同じ母語の同僚に業務指示を与えていた。もちろん、その外国人リーダーにはより高い報酬が支給される。また同社では、外国人従業員の幼児のために保育所を設置し、安心して働くことのできる生活環境づくりにも取り組んでいる。

困難であり、日本語を話せるようになりたいという願望を持っている（また、日本人の習慣や文化を学べば、より平穏な生活を営むことができるとも考えている）。上掲の山崎・内田（2007：25）の調査においても、日本語習得には9割以上の人人が、生活、仕事、友人関係などにおいてメリットがあると回答している。

上の事例は、特定の地方自治体や企業による外国語サービスが、外国人が日本での生活や仕事を営む上である程度機能していることを示している。しかしながら、同国人同士が一定規模のコミュニティーを形成している地域においては、外国語での支援態勢が整っているものの、その逆効果として、外国人住民が日本語を学ぶきっかけや動機を失うという問題も同時に起こっている。外国人がそれほど多くない地域では、日本語運用能力が日本で生活する上で求められるのが常である。本当の意味で「市民」として生活するには、日本語を通じた地域住民との交流が不可欠である。確かに、一時的な「デカセギ」として来日している外国人労働者は短期的・集中的に収入を得るため、日々多忙な生活を送っているが、日本語学習支援がもっと身近になれば、休日や出勤前後などの空き時間を使い日本語を学習することが可能となり、またその意欲も一層高まるであろう。

ここで、日本語学習支援の実例を考察したい。その運営形態は様々である。一つ目に、神奈川県相模原市の事例（手塚 2004：65）を取り上げる。同市では1996年に『さがみはら交流ラウンジ』を設立し、ボランティアスタッフによる外国人居住者のための言語サービス（医療や行政サービス等に関する生活ガイドブックの地域語翻訳、漢字のルビ振り、日本語教室、外国人市民による母語紹介、外国人市民に対する日本文化の紹介など）を提供している。言語別に見ると、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、カンボジア語、タガログ語、英語のスタッフが配置されている。英語スタッフが導入されたのは最も遅い2003年である。英語は確かに世界最

大の国際語であるが、同ラウンジでは、「世界の一言語に過ぎない」と認識されている³⁾。日本人のなかには、外国人ならば大概は英語で通じると勘違いし、相手の母語を考慮することなく英語で話しかけたがる人がいる。また、ボランティア活動を始める動機として、自分の学んだ英語を活かしたいという人もいる。しかしながら、日本に住む外国人が皆、流暢に英語を話せるわけではない。とりわけ、自国において十分な教育を受ける機会に恵まれてこなかった外国人労働者には、外国語としての英語によるコミュニケーションは日本語と同じように困難である。従って、母語が様々である外国人市民への言語サービスが英語だけに偏重していては不十分であることは明白である（そして英語以外の外国語を学ぶ日本人が増えたほうがよい背景がここにもある）。このように同ラウンジでは、英語話者以外の外国人市民に対しても、日本人スタッフが日本語と各地域言語を通じ、対等な立場で交流を行っている。

二つ目に、日本語の出来る先輩外国人がボランティア活動に参加するケースが見られる。山形市国際交流協会が1998年度から実施している「生活講座」事業（高木・古内2004：230-231）では、来日してまもない外国人を対象に、市内での生活に必要な日本語の支援を行っている。中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、英語等の母語別に、日本人支援者と外国人支援者によるチームティーチング方式を採用し、サービスを受ける側の外国人のニー

3) このように英語に偏重しない姿勢は、現代日本社会に適応していく上で極めて重要である。言語サービスの理念として、平野（1996：65-66）は次のように述べている：
まず社会を成り立たせているさまざまな制度・ルールが、外国人住民に対しても日本人住民と平等に適用されることが必要である。しかし、制度面で平等であったとしても、制度についての情報が外国人にも理解されなければ、外国人住民が日本人住民と同等に活動していくことはできない。それゆえ、日本社会の制度に関する情報を外国人住民に対して伝える必要がある。（……）したがって、外国人住民の理解可能な言語によって情報を伝達することが必要になってくる。

ズと学習段階に合わせ、5～6名の学習者グループを組んで支援に当たっている。市の制度や社会事情に詳しい同郷人の支援を得ることによって、母語を介した日本語学習サービスを享受できるだけではなく、地域内の生活に必要な情報や日本人の生活習慣などを母語で直接教わることもできる。特に来日直後の外国人にとっては心強い存在であろう。また、日本人を交えたティームティーチングであれば、外国人同士が固まって地域内で孤立するというような問題も解消される。

日本語の学習支援に主眼を置く日本語教室では、日本人と外国人市民が「先生と生徒」という関係になるのが慣例である。しかし、三つ目に取り上げる日本語ボランティアグループは、そのような関係に縛られず、双方の触れ合いを大切にしながら活動している。新潟の『ニイガタヤボニカ』（足立2009：96-97）では、日本人と外国人がそれぞれの母語を教え合い、互いに学ぶ立場と教える立場を共有しながらコミュニケーションを楽しんでいるという。このようにグループに参加する日本人と外国人、相互のコミュニケーションに重点を置いた運営方法をとる背景には、日本人ボランティアの疲弊という問題がある。このような活動に関心のある人は、「地域で困っている外国人の役に立ちたい」と、活動当初は意欲的であっても、「先生」の立場で日本語を教えることの難しさに直面したり、定期に出席してくれない外国人に苛立ちや怒り、虚しさなどのマイナス感情を抱いたりすることで、段々とその志を失い、活動から離れていくてしまう⁴⁾。そこで、「先生と生徒」という関係に縛されることなく、互いに学び教え合う関係を築くことによって、人と人との心の交流というボランティア活動の原点に立ち返り、持続的にボ

4) とりわけ中南米の人々は（仕事は別にして）日常生活において時間にルーズな一面がある。慣習的に、友人との約束などは、30分や1時間程度の遅刻は遅刻とは考えない。彼らに日本社会のルールを伝えるのも支援活動の一つではあるが、その一方、活動を継続して行うには、そのような習慣の違いを認め、過度に神経質になって対応しないほうがよいであろう。

ランティア活動に携わることのできるような仕組みを構築したのである⁵⁾。日本語学習支援を長期的に継続するには、日本で高校・大学進学を目指したり、日本語検定を受験したりするような青少年を除けば、あまりに厳密な学習計画を立てたり、性急に学習効果を求めたりするようなことは極力避け、上掲のように、地域内に生まれた国際交流の場から互いの言語や文化を学び合う位の、ゆとりある気持ちでボランティア活動に取り組むのがよいのかもしれない。

最後に、当該の問題に関して、日本政府（文化庁）の政策を取り上げたい。下記は、2001年に実施した「地域の日本語教室に通っている在住外国人の日本語に対する意識等について」という題目の全国調査⁶⁾である。同調査では、地域・家庭内の日本語の使用、日本語の使用頻度、日常生活に必要な日本語の習得状況、日常生活の様々な場面における日本語の必要度、日本語の能力などに関するアンケートを行っている。日本語の学習方法において最も多い回答は、市町村の日本語教室（59.9%）、次いでボランティアや友人による指導（40.7%）であった。外国人の居住地域や国籍などによって分布の差があるであろうが、地方自治体では対応しきれない部分を市民ボランティアが補っているのがわかる。

同調査からはさらに、外国人が日常生活のどのような場面において日本語をよく使用し、場面毎に日本語をどの程度習得しているのか見てみたい。日本語の習得が最も進む場面は、食料品の買い物、あいさつ、場所や道順を尋ねるとき、外食時の注文などである。一方、最も習得が遅れるのは、仕事や

5) 同様に、広島県の『国際ボランティアクラブ』では、異文化間コミュニケーションを大切にし、地域に開かれた日本語教室を展開している。一方的に教え学ぶ関係ではなく、相互理解・相互交流・相互啓発を目的としている。なお、同団体は文化庁「地域日本語教育支援事業」として2006年に採択されている。

6) 調査対象は、全国12地域の日本語教室に通っている16歳以上の男女（在住外国人）600人（有効回収率96.8%）である。

公共サービスに関連する文書（書類、履歴書等）を読むときである。さらに、医師に病状を説明するのにも4割程度の外国人が苦労している。ここから、ボランティアの日本語教室等において学習項目を考える上で配慮すべきこととしては、漢字の練習、とりわけ仕事、公共サービス、医療に関わる語彙のトレーニングが重要であると理解できる。

同じく文化庁が2006年度から実施している「地域日本語教育支援事業」では、各地域の外国人市民の日本語学習を支援するボランティア団体等に対し、研修の実施（人材育成）、日本語教室設置運営、教材作成、シンポジウムの開催（連携推進活動）の4分野に関する事業を委嘱している。初年度に委嘱した事業は14都道府県、計18件であった（附録参照）。事業内容は、文字の指導、絵本の利用、子育て、親子の参加、高校・大学進学指導、企業との連携、異文化間コミュニケーションなど多岐に亘る。地域の特徴に沿った形でモデルケースのデータベースが蓄積されていけば、類似した環境を有する他の地域のボランティアグループが教室を開設・運営する際、有力な先行事例として活用することができる。

3. 子供の言語問題

外国人の日本語の問題は大人のみならず子供も同様に抱えている。子供達は、本人が好むと好まざるとにかかわらず、親に連れられて来日し、それぞれの地域の学校で学んでいる。中南米出身の子供は、インターナショナルスクールや「○○人学校」に入学する外国人の子供とは異なり、日本人の子供とともに地域の公立学校で学ぶのが一般的である。いくら日系人であるとはいえ、日常語しか話せなかったり、漢字を知らなかったりする子が多く、なかにはすでに家庭内でさえ日本語を使用しない三世・四世の子もいる。そういう子供達がいきなり日本語オンリーの学習環境に放り込まれている。漢

字も分からず学習進度も異なる日本の学校において、ドロップアウトする子供が増えるのは当然の結果である。

では、日本語の支援を必要としている中南米出身の子供は、全国に一体どの位いるのであろうか。文部科学省のデータによると、2007年度、日本語指導が必要な外国人母語別児童生徒⁷⁾は、ポルトガル語（10,206人）を筆頭に、中国語（5,051人）、スペイン語（3,484人）が上位3言語である（その他の外国語を含め、中南米2言語が全体の5割強を占める）。そして、この10年近く概ね横ばいに推移している中国語を除けば、全体的には増加傾向にある。とりわけスペイン語とポルトガル語話者の増加率が著しい。1999年度と比較すると、それぞれ73.9%、31.9%の割合で上昇している。

続いて、日本語指導の必要な外国人児童生徒の在籍人数別学校数に関しては、1999年度から当該学校数は総じて増加傾向にあり、平成19年度には全国で5,877校に達した。しかし、そのうち当該児童生徒が5人以上在籍している学校の割合は21.4%（1,276校）に限られる。つまり、8割近くの学校が4人以下であり、さらに1人のみという学校は46.2%（2,715校）で、全体の半数弱を占める。1999年度は5人以上の学校が21.3%であったが、この比率は、以後8年間に亘り、際立った変化が観察されていない。つまり、当該児童生徒が特定地域に集中する傾向が続いているのである。

厚生労働省の発表する「都道府県別外国人労働者数」（2009年10月）によると、多くの中南米出身労働者が関わる労働者派遣・請負事業所に就労している外国人労働者の割合について、上位5県は、静岡（60.0%）、滋賀（57.1%）、栃木（49.0%）、山梨（45.5%）、群馬（45.0%）である。これらの県は自動車や電気機器などの工業地帯を有する。2005年国勢調査（総務省

7) 文部科学省の定義によると、「日本語指導が必要な外国人児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒及び日常会話ができても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指す。

統計局ウェブページ 2010) によると、中南米系労働者は生産工程・労務作業に従事する割合が 8 割を超える。また、永住資格を得られる日系のブラジル人やペルー人は常雇の割合が外国人労働者のなかでは比較的高く（ブラジル 71.2%、ペルー 67.6%）、特定地域にコミュニティーが形成されやすい状況となっている。当該児童生徒の親である外国人労働者の地域分布は、問題の学校数と連関しているものと推測される。

では、このように外国人児童生徒の多い地域においては、どのような取り組みがなされているのであろうか。はじめに、オートバイや楽器などの大手メーカーの工場が立地する浜松市では、公立学校の教員による日本語の取り出し授業を行っているほか、1993 年より『外国人児童生徒適応指導教室』（ことばの教室）を設立し、放課後に日本語を指導している。また、ポルトガル語やスペイン語の堪能な相談員を教育委員会内に配置し、就学相談や小中学校における適応指導に協力している。2002 年からは、ポルトガル語、スペイン語、中国語の就学支援員を採用し、支援員は外国人児童生徒の多い学校を訪問して、子供の指導、ならびに先生と保護者の間のコミュニケーションの仲介を担っている（嘉村 2004：149-150）。

このような実質的な取り組みは、主に地方自治体やボランティアグループが行っている。先述のとおり外国人児童生徒が特定地域に集中しているため、この問題に対する政府の姿勢が明確でないが、今日までの代表的な施策としては、日本語教育支援に従事する非営利団体等への助成事業が挙げられる。その一例として、NPO 法人大泉国際教育技術センター⁸⁾ は、2006 年に上記

8) 代表を務めるブラジル移民の高野祥子氏は、1989 年の来日以来、無料の日本語学校を運営している。ブラジル人学校も開校し、当初は児童のみを対象としていたが、日本の中学、高校に入学したブラジル人生徒が中退するケースが増えたため、そのようなドロップアウトしてしまった生徒も受け入れている。現在は、幼児から高校生まで、約 200 名が学んでいる。（NPO・ボランティアサロンぐんまウェブページ 2010）

の文化庁「地域日本語教育支援事業」の委嘱先に選定されている。同事業では、日本語とポルトガル語のバイリンガル講師を活かした授業、および日本の高校・大学への進学指導を行っている。

二つ目に、一般的に年少者は第二言語の習得が成人よりも速いが、そこで見られる副作用的問題として、外国人の子供が学校生活や地域のふれあいのなかで日本語漬けの日々を送るなかで母語を喪失し、母国のアイデンティティを失い、さらには母語しか話さない親族⁹⁾ や知人との意思疎通が上手くそれなくなるという事態にさえ陥ってしまう。子供達は出身国と日本の狭間に立ち、どちらの側にも属さないという不安感、そして日本語を話せない親の家庭ではコミュニケーションが不足する苛立ちが、ただでさえ不安定な思春期の子供の心を襲う（子を通訳代わりに利用する親もいて、親の日本語学習の動機を阻害する要因ともなっている）。親子のふれあいを維持するためにも、親と子と一緒に日本語を学ぶことのできる場を持つことが重要になってくる。

加えて、出身国が同じ子供達の間において、母語の運用力、とりわけ書き言葉に差が見られる。両親が教育熱心で、帰国後に高等教育を受けさせたいと願う家庭では、母語の教育も家庭内で行うことが多い。しかし、毎日朝から晩まで休みなく過酷な労働に従事している親の家庭では、親子間の会話の時間が少なくなり、ましてや母語を教える機会やその意志はさらに乏しくなる。また、デカセギ労働のために日本に一時的に滞在している家庭もまた、いずれ帰国することが分かっているため、日本での子供の教育に対する関心が薄くなりがちである。従って、家庭の外において子供達に母語を教育する場が求められる。外国人のための日本語教育を支援する自治体やNPOは各地に点在するものの、出身地の母語の運用力を維持するための支援にはなか

9) 日系人として永住している家族であっても、配偶者が日系でなく、全く日本語を理解できないケースがある。

なか目が行き届かないのが現実である。このような現状の下、日本に長く住む中南米出身者のなかには私塾を開き、子供達の母語教育を支援している人もいる。神奈川県在住の日系アルゼンチン人、比嘉ノルマ氏は私塾 *Escuela Argentina* を運営し、幼稚園児から小中学生、勤労者までを対象にスペイン語の指導を行っている（松原 2004：22）。同塾の課題は、母語教育の重要性に対して親の理解が不足しているという点、そして公的支援を受けられず家庭から学費を徴収せざるを得ない点にあるという。

最後の問題は、外国人の子供の不就学である。15～19 歳ブラジル人少年の就学率は、全国的に男女とも 3 割に達していない（鍛治 2009：157）。その要因の一つとして、いずれ母国に帰るというデカセギ労働者の意識が影響しているものと思われる。また、UNESCO の統計によると、ブラジルにおける中等学校の就学率（2007 年）は 77% であるが、初等学校の 93% に比べて 16 ポイントも下落する¹⁰⁾。つまり、同国において中等学校に進学しないことはそれほど珍しいことではない。このような出身国の教育事情もまた不就学問題を引き起こす要因の一つに挙げられるかもしれない。そして第三の要因として、彼らにとって高校進学へのハードルが高いことが挙げられる。本人の学習意欲や地域の支援があっても、一部の定時制高校を除き、日本語運用力の低い少年を受け入れてくれる高校が少ない。進学の道が閉ざされ、学習意欲が低下し、その結果ドロップアウトしてしまう。

前述の浜松市でも、義務教育年齢にあるブラジル人児童生徒の 16.5%、286 人が公立学校にも外国人学校にも通っていない（嘉村 2004：150-151）。浜松市に限らず他地域においても、平日の日中に遊んでいる外国人の青少年に対し、その子らの将来を心配したり、治安の悪化を不安視したりする声が

10) ペルーの就学率もブラジルと同様、初等学校 97% から中等学校 76% に大きく低下する（UNESCO ウェブページ 2010）。

市民の間から上がっている。同市ではその対策として、外国人サポート協議会を設置し、地元企業からの資金援助を受け、不就学の児童や若者が参加できる日本語教室と教科学習教室（カナリーニョ教室）を開催し、就学への動機付けになることを目指している。2002年度不就学者41人のうち23人を就学させることができたのは大きな成果である。

また、日本での対応とともに帰国後の支援にも配慮し、再びデカセギに来るかもしれない中南米系労働者とその家族が祖国においても引き続き日本語を学ぶことのできる環境づくりも大切である。三重県の「日本語教師受入事業¹¹⁾」では、ブラジルにおいて日本語教育に携わっている日本語学校教員や日本語教師を受け入れ、日本語教育技術のレベルアップを図るとともに、県内に在住するブラジル人児童生徒を取り巻く課題を認識してもらい、ブラジルでの日本語教育の発展と日本から帰国する児童生徒へのケアに貢献する人材の育成を図っている（自治体国際化協会ウェブページ2010）。このような日本語支援態勢があってこそ、外国人の子供とその家族は日本滞在中のみ場当たり的に日本語を学ぶのではなく、両国で長期的に日本語を学習しようという意欲が湧いてくるものと思われる。

4. 今後の課題

本稿では主に、日本に居住する中南米出身労働者とその家族のための日本語支援活動の事例について話題にした。この問題に対する日本政府の姿勢は不明確であり、必要な政策が十分に施されていないため、外国人居住者の多い地方自治体はそれぞれ現地の必要に迫られて対応に追われている。また、外国人支援および国際交流に対する地方自治体や担当者の認識と意欲にも温

11) (財)自治体国際化協会が助成する2009年度自治体国際協力促進事業。

度差がある。地域の特性に適応した支援策を継続的に実現していくには、各地において蓄積された知識と経験を自治体同士が共有し、それを組織的に引き継いでいくような態勢を早急に作り上げることが求められる。

企業は、日本語運用能力がなくとも外国人が働くことのできる職場環境をつくってきたが、労働者は同時に市民でもあり、地域社会のなかで日本人と共存して生活せねばならないのであるから、外国人を雇用する側の責務として、（浜松市の事例に見られるように）日本語教育支援にもっと積極的に貢献すべきである。

大学もまた、社会貢献の一環として、この支援活動により積極的に参画すべきである。とりわけ、様々な言語を教育・研究する外国語学部は、日本における多言語コミュニケーションを実践する場として同活動を位置づけ、外国語学習の動機付けの一つに含めるべきである。学生にとっては、留学せずとも大学で学んだ外国語を活かせる絶好の国際交流の機会となる。日本語教師を目指す学生には貴重な実習の場にもなる。また、ボランティア活動を通じて、外国人労働者に依存する経済システムや移民問題に関心を抱く学生も増えるであろう。この活動をライフワークの一つにする卒業生が増えることは、国際化の進む日本社会にとって大いに有益となる。大学に勤務する筆者としても、上掲の先行事例をさらに検証し、地域毎の社会的・経済的特性を鑑みた上で、みどり市等の中南米出身労働者とその家族に対する日本語支援活動の研究・実践を一層進めていきたい。

現在の日本語教育支援は、市民ボランティアグループへの依存度が高く、ときには個人が身銭を切って教室を運営しているのが現状である。さらに、教室によっては、ほとんどのボランティアスタッフが日本語教育の素人であるため、教えることに疲弊し、志を断念せざるを得ないというケースも見受けられる。外国語を習得するには、計画的な教育プログラムとそれに適した教材が必要である。プロの日本語教師でさえ研究と実践を重ねることではじ

めて一人前に成長するものであるから、ボランティアの人々も地方自治体の国際交流協会等が開催している各種日本語教授法講座を受講するなど、専門的な知識と技法を身に付けることが肝要である。その上で、外国人の生活習慣や学習意欲の違いに配慮し、相手の母語や文化とのふれあいを享受しつつ、互いに「教え学びあう」気持ちのゆとりを持って支援活動に参加することが、上記のような心身の疲労から脱する有効な手立てとなるであろう。そして政府は、日本語普及のための政策の一環として、このような講座を一層充実させ、市民ボランティアがもっと参加しやすい環境を整えるべきである。

日本語教育支援が成熟し、外国人労働者にとってより働きやすい社会が構築されれば、生産効率の向上、国際交流の促進、外国人犯罪の低下などにもつながっていくと考えられる。今後は民・政・官・財・学の連携を進め、有機的かつ継続的な支援を行っていくことが求められる。

謝 辞

千葉県みどり市の主要食品加工工場へ多数の外国人労働者を派遣している派遣会社社長 H 氏には聴き取り調査に快く御協力頂いた。また、奥島美夏氏（神田外語大学・異文化コミュニケーション研究所）にはその貴重な機会を設けてもらった。両氏に厚く御礼申し上げたい。

附録

2006年度地域日本語教育支援事業《日本語教室設置運営》委嘱先一覧

都道府県	委嘱先	教室名称
岩手県	陸前高田市国際交流協会	陸前高田市国際交流協会 日本語教室（英語圏・中国圏）
秋田県	八郎潟日本語支援サークル「おむすび」	日本語教室八郎潟会場
福島県	国際交流の会・かるみあ	子育て日本語わくわく教室
栃木県	日本語友の会	TIA（とちぎ国際交流協会）とタイアップした外国人のための日本語講座
群馬県	特定非営利活動法人 大泉国際教育技術普及センター	集住地域の特性を生かした日本語講座（「を目指せ、日本の高校・大学への進学！」）－先輩＝モデルとしてのバイリンガル講師を活かした協調学習と夢の実現－
埼玉県	財団法人 埼玉県国際交流協会	埼玉学習支援日本語教室
千葉県	センシティ土曜にほんご学級	センシティ土曜にほんご学級
東京都	外国人生徒学習の会	FSC 外国人生徒学習の会
東京都	にほんごの会くれよん	絵本をつかった日本語クラス
東京都	特定非営利活動法人 IWC 国際市民の会	高校入学支援日本語教室
神奈川県	特定非営利活動法人 かながわ難民定住援助協会	横浜・大和・藤沢地区「親子の日本語教室」
大阪府	特定非営利活動法人国際交流の会とよなか	とよなか日本語交流サロン
大阪府	財団法人 とよなか国際交流協会（北摂「かいしゃとちいきでつくるにほんご」実行委員会）	北摂「かいしゃとちいきでつくるにほんご」
大阪府	とんだばやし・おやこ・にほんご教室実行委員会	とんだばやし・おやこ・にほんご教室
大阪府	特定非営利活動法人 多文化共生センター	基礎日本語教室～楽しく文字を学ぶ～
兵庫県	特定非営利活動法人 神戸定住外国人支援センター	夏休み日本語教室、冬休み日本語教室、春休み日本語教室

和歌山県	高野口日本語教室	高野口日本語教室
広島県	IVC：国際ボランティアクラブ	異文化間コミュニケーションを大切に地域に開かれたコミュニケーションにほんご教室（一方的に教える、学ぶ関係ではなく）相互理解・相互交流・相互啓発のためのにほんご教室

(出典：文化庁ウェブページ 2010)

参考文献

足立祐子 (2009) 「ドイツの現在と新潟」 春原 (2009) 93-120 頁

NPO・ボランティアサロンぐんま「NPO法人大泉国際教育技術普及センター」

<http://nposalon.kazelog.jp/npo/2009/03/yy124.html>

鍛治致 (2009) 「統計でみる外国人児童の家庭環境と教育課題」『日本語学』臨時増刊号 (vol.28-6) 149-162 頁

嘉村良子 (2004) 「浜松市の取組—外国人年少者教育の事例—」 文化庁 (編)『地域日本語学習支援の充実—共に育む地域社会の構築へ向けて—』 149-152 頁

河原俊昭 (2004) 『自治体の言語サービス—多言語社会への扉をひらく—』 春風社

厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin-koyou/index.html>

後藤田遊子 (2004) 「日本語指導を必要とするブラジル人児童生徒への対応—在住外国人少数地域・石川県小松市の事例—」 河原 (2004) 241-260 頁

財団法人 自治体国際化協会

<http://www.clair.or.jp/>

総務省統計局「平成 17 年国勢調査 外国人に関する特別集計結果」

<http://www.stat.go.jp/data/kokusai/2005/gaikoku/index.htm>

高木裕子・古内綾子 (2004) 「地方都市における『言語サービス』」 河原 (2004) 215-240 頁

手塚順孝 (2004) 「第 3 章 相模原市における言語サービス —『さがみはら交流ラウンジ』を中心に」 河原 (2004) 55-69 頁

野山広 (2009) 「日系ブラジル人就労者の言語生活と日本語教育」『日本語学』臨時増刊号 (vol.28-6) 60-69 頁

春原憲一郎 (編) (2009) 『移動労働者とその家族のための言語政策—生活者のた

めの日本語教育ー』 ひつじ書房

平野桂介（1996）「言語政策としての多言語サービス」『日本語学』12 明治書院
文化庁「地域日本語教育支援事業」

http://www.bunka.go.jp/lkokugo/chiiki_nihongo_sien.html

「地域の日本語教室に通っている在住外国人の日本語に対する意識等について」

http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/jittaichousa/zaiju_gaikokujin.html

法務省入国管理局

<http://www.immi-moj.go.jp/index.html>

松原好次（2004）「『外国人』児童生徒のための母語保障—神奈川県内の事例研究」

河原（2004）15-36 頁

文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/index32.htm

山崎圭一・内田智允（2007）「中南米出身の移住労働者に関する一考察—2006 年

アンケート調査結果の報告」『エコノミア』第 58 卷第 1 号 1-31 頁

UNESCO Institute for Statistics

<http://www.uis.unesco.org>